除排雪業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、新潟県立新井高等学校における除排雪業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）　業務の名称　新潟県立新井高等学校校内除排雪業務

（2）　実施場所　　妙高市田町１丁目１０番１号

（3）　業務の内容　　「業務仕様書」のとおり

（委託期間）

第２条　業務の委託期間は、契約締結の日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、別紙「除排雪経費単価表」に掲げる委託料単価に業務に要した実稼働時間（甲の確認した時間）を乗じて算出した額に 100 分の 10 を乗じて得た消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を加算した額とする。なお、固定費は「除排雪経費単価表」に掲げる金額に消費税を加算した額とする。

２　請求は１ヶ月ごとに取りまとめるものとし、１ヶ月の実稼動延べ時間に１時間未満の端数が生じた場合、その端数が 30 分以上のときは１時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。

（委託料の支払時期及び方法）

第４条　乙は、１ヶ月の作業の実績を取りまとめて翌月甲に請求するものとする。なお、固定費については、１シーズン分を４で除した金額を前月の実績分と合わせて１月から４月に請求するものとする。

２　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（第三者の損害）

第６条　この除排雪作業により、第三者に損害を及ぼした場合の補償については、一切乙において負担するものとし、乙の機械に係る人身及び機械の損害についても同様とする。

２　乙は、第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（損害の負担）

第７条　除排雪作業中、甲の施設、機械器具類及びその他の物品を破損した場合で、その原因が明らかに乙の作業上に起因するときは、乙において一切の責任を負うものとする。

（契約の解除）

第８条　甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書

面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。
2　甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
3　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
(1)　乙が故意又は重大な過失により甲に損害をあたえたとき。
(2)　乙の責めに帰する理由により業務を実施しないとき、または、業務を実施する見込がないと認められるとき。
(3)　前号のほか、乙がこの契約による契約の目的を達することができないと認められるとき。
4　甲は、前項第１号の事由による場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。
5　甲は、前各号の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第９条　甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６箇月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
(2)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６箇月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
(3)　乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
(4)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。
(5)　乙が、他の入札者と協同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
2　甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに契約を解除することができる。
(1)　その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
(2)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(3)　その役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4)　その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6)　下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)　乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3　前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

第10条　乙は、甲の責めに帰すべき理由によってこの契約を継続することができないときは、この契約を解除することができる。

2　乙は、前項により契約を解除し、これによって損害を受けた場合は、甲にその損害を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の負担)

第11条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条　この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　新潟県妙高市田町1丁目10番1号
新潟県
新潟県立新井高等学校
校　長　　奥　田　　優

乙